

協議事項「苫小牧市公設地方卸売市場業務規程の改正について」

資料2をご覧ください。近年の原材料高騰や円安などを踏まえ、令和7年6月に「食料等持続的供給法」が成立し、食料品の合理的な価格形成に向けて取り組むことになりました。卸売市場においては「卸売市場法」の改正により、開設者が指定品目のコスト指標を公表することとなりました。

具体的な取引の流れは下図のようになりますが、市場関係者が需給による自由競争を基本にしつつ、公表されたコスト指標を参考に取引することで、生産コストの適正な価格転嫁を促し、安定した食料供給体制の構築を目指すものです。なお、現時点で想定する指定品目は、野菜や米、豆腐、牛乳などとなっています。

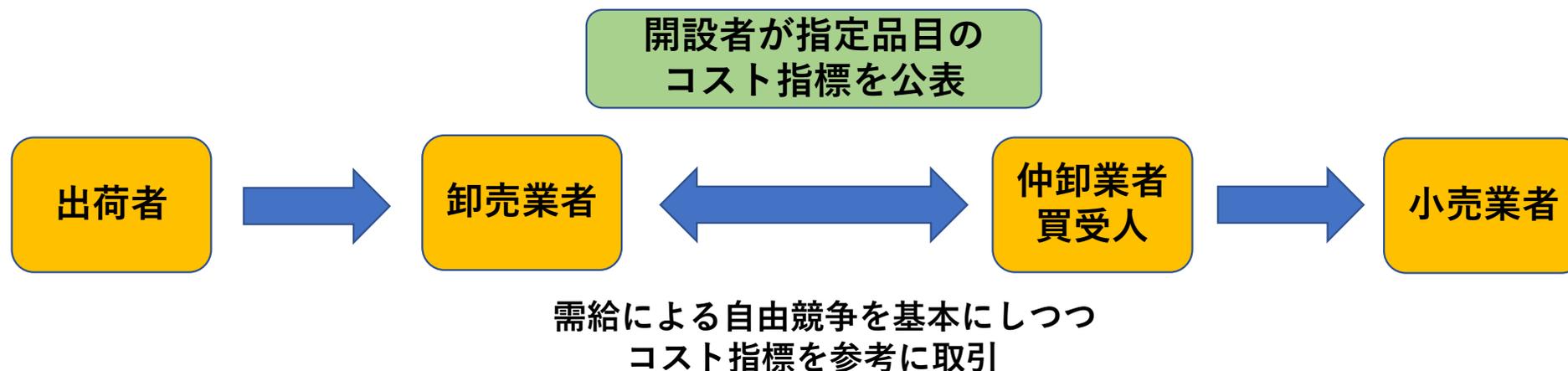
資料3をご覧ください。コスト指標の公表イメージ例になります。コスト指標については、農林水産大臣から認定を受けた団体が、図のように生産や出荷、卸売、小売などにかかるコストを積み上げて推計します。その指標が卸売市場の開設者へ提供されることとなります。

資料4は、以上の改正内容を新旧対照表に反映したものでございます。なお審議会の庶務についても、当課において処理する旨を明記したいと考えております。また、改正案は現時点での内容であり、今後若干の修正が生じる可能性がありますのでご了承願います。以上、宜しくお願い申し上げます。

指定品目のコスト指標の公表について

資料2

- ・近年の原材料高騰や円安などを踏まえ、昨年6月に「食料等持続的供給法」が成立し、食料品の合理的な価格形成に向けて取り組むこととなった
- ・卸売市場においては「卸売市場法」の改正により、開設者が指定品目のコスト指標を公表することとなった
- ・市場関係者が公表されたコスト指標を参考に取引することで、生産コストの適正な価格転嫁を促し、安定した食料供給体制の構築を目指す
- ・現時点で想定する指定品目は、野菜や米、豆腐、牛乳など

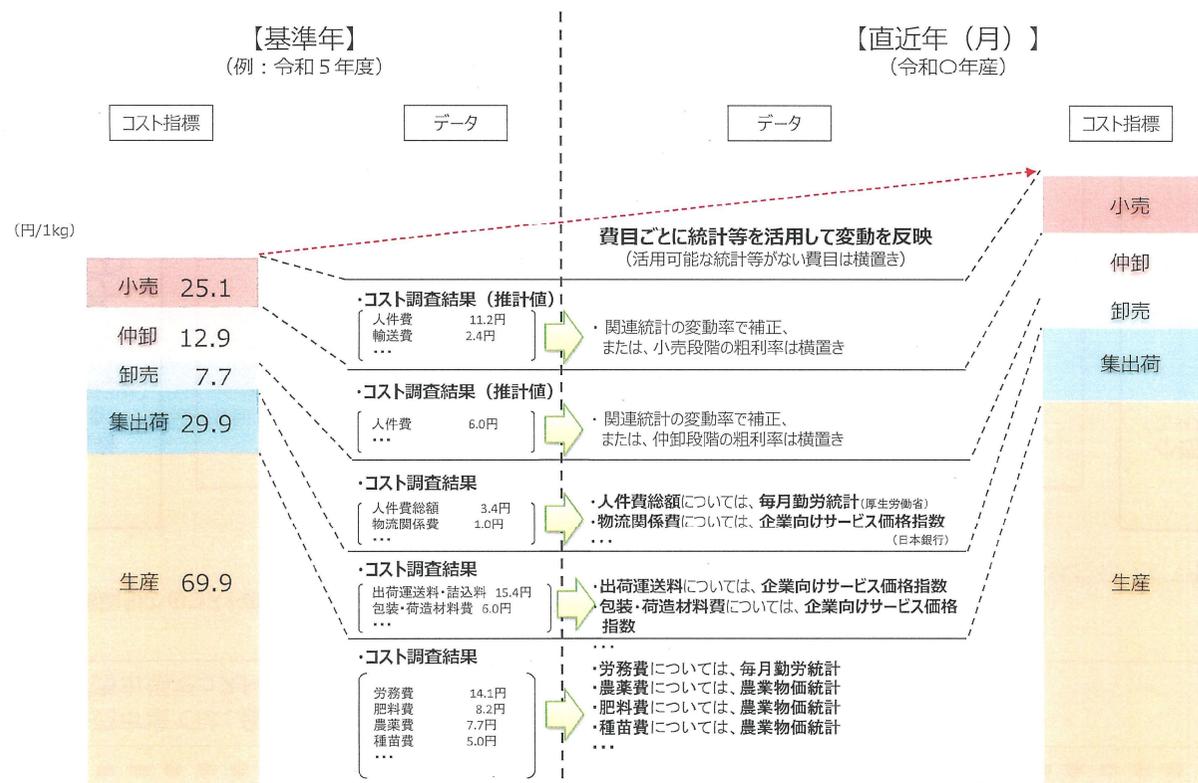


コスト指標の公表イメージ(例)

たまねぎにおけるコスト指標のイメージ

R7.6.6 第3回野菜WG資料

【食品等流通法の改正】



(注)上記はコスト指標のイメージであり、コスト指標の詳細は今後検討。

※コスト指標は、農林水産大臣から認定を受けた団体が作成し、開設者へ提供する

○苫小牧市公設地方卸売市場業務規程（令和2年規則第17号）の一部改正

改正案	現行
<p><u>（食品等持続的供給法に係る公表）</u> 第42条の2 市長は、食品等持続的供給法に係る事項について、<u>揭示等により、以下の事項を公表するものとする。</u> <u>（1）取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。）</u> <u>（2）前号に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u> <u>（3）食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容</u></p>	<p>新設</p>
<p><u>（会議）</u> 第58条4 審議会の庶務は、産業経済部農林水産振興課において処理する。</p>	<p>新設</p>

※令和8年度から、農業水産振興課→農林水産振興課へ名称変更予定